スマート水産業普及推進事業について

令和８年４月

水産庁増殖推進部研究指導課

スマート水産業とは

ICT、IoT 等の先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業

＜スマート機器の一例＞

漁海況情報サービス

漁場予測・海況（潮流・海水温等）予測情報をアプリで提供

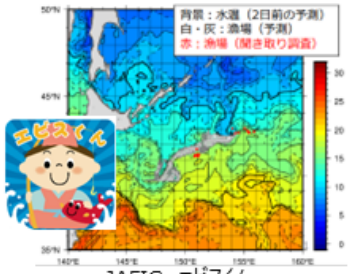

JAFIC　エビスくん

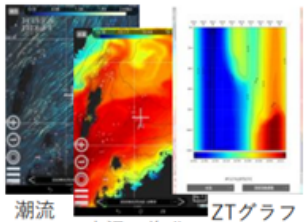

いであ　よちょう

データ共有・デジタル操業日誌

魚群探知機・潮流計・船上カメラ等のデータ（画面）をタブレット上でリアルタイムに共有・記録。

ライトハウス　ISANA

海洋観測機器（ICTブイ等）

海水温・塩分濃度、流向・流速等の海洋環境データの利活用

アイエスイー　うみログ

JFEアドバンテック　スマートCTD

高機能魚探（遠隔式魚探等）

定置網漁業の入網状況を遠隔で把握

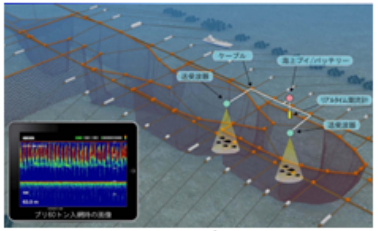

日東製網　ユビキタス魚探

水中ドローン、網洗い機

海水温・塩分濃度、流向・流速等の海洋環境データの利活用

スペースワン　水中ドローン

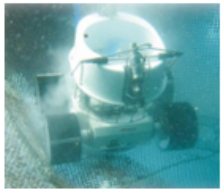

ヤンマー舶用システム　せんすいくん

飼育管理システム、高機能自動給餌機

海水温・塩分濃度、流向・流速等の海洋環境データの利活用

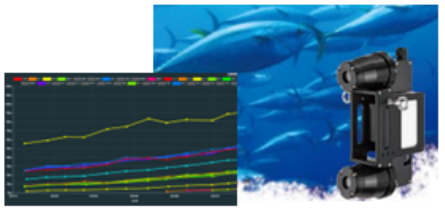

古野電機　魚体重推定カメラ

○ スマート水産業推進緊急事業

令和７年度補正予算額　1,050百万円
うちデジタル庁計上　農林水産省システム分5,475百万円の内数

＜対策のポイント＞
漁獲情報等の電子的な収集体制の強化等に対応した**システムの整備**や**生産性の向上のためのデータ収集・利活用、人材育成、機械導入・普及活動支援、省人省力化技術開発**を進めます。また、**水産流通適正化制度の円滑な実施等に向けて、漁協等が行う流通管理・伝達の電子化・効率化等**や**証明書等を電子的に申請・発給するためのシステム開発**に取り組みます。また、**クロマグロ遊漁の管理の高度化や遊漁船業の安全性を向上**するため、既存の**報告システムの機能強化**や**海事行政DXの推進**に取り組みます。

＜事業目標＞
○　新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量444万t［令和12年度まで］）
○　太平洋クロマグロの電子的かつ効率的な流通管理・伝達体制の整備（14都道府県［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．スマート水産業普及推進事業
地域におけるスマート化の取組をリードする**伴走者を育成支援するとともに**、伴走者のサポートの下で**生産者がスマート機械を導入・利用する取組、都道府県におけるスマート化に向けた普及活動の取組への支援**を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、**スマート水産業の普及を推進**します。

２．まき網漁業の自動操業に向けたAI技術の開発
漁業就業者の減少や高齢化を見据えて、適切な漁船の進入方向や船速、投網タイミングなどを計算し、**漁業の自動操業に結びつく技術をAIを活用して開発**します。

３．特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策
太平洋クロマグロの**漁協等が行う地域における流通管理・伝達の電子化・効率化に向けた取組等を支援**します。また、消費者の信頼を確保し、**ウナギ産業のサプライチェーンの最適化を図るためのシステム改修に必要な経費を支援**します。

４．水産流通適正化制度における電子化推進事業
既存の**情報伝達システムの改修等**を行うとともに、**適法採捕証明書等を電子的に申請・発給するためのシステム開発に向けたテスト等**を行います。

５．スマート水産業情報システム強化緊急事業
漁獲情報等の電子的な収集体制の強化、資源評価・管理の高度化に対応した**システムの整備**に取り組みます。

６．遊漁情報システム強化緊急事業
クロマグロ遊漁について採捕報告の正確性の確保など管理の高度化を図るため、**報告システムの改修を実施**します。また、**遊漁船業の安全性向上を図る**ため、海事行政DXと連携する**遊漁船情報データベースの機能改修**を行います。

＜事業イメージ＞

スマート水産業の推進

水産業の成長産業化に向けた取組
＜目的＞漁業・養殖業の生産性向上
勘と経験に基づく漁業からの脱却、スマート水産技術の生産現場への展開、データの利活用

水産資源の持続的利用のための取組
＜目的＞資源評価・管理の高度化
資源評価の精度向上、適切な数量管理の実現、資源管理の徹底

スマート水産業推進緊急事業
漁獲情報等を収集・管理する機能等を持つシステムの一体的な整備、運用等や人材育成・機械導入支援等を実施します。

1. スマート水産業普及推進事業
生産現場でのスマート化の取組を全国に伝播することで、水産業の成長産業化を推進
2. まき網漁業の自動操業に向けたAI技術の開発
漁業の自動操業に結びつく技術を開発することで、水産業の成長産業化を推進
5. スマート水産業情報システム強化緊急事業
漁業者に海洋環境情報等を提供すること等で、水産業の成長産業化を下支え

3. 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策
・太平洋クロマグロの資源管理の強化の推進
・うなぎ流通の一元的管理体制を構築
4. 水産流通適正化制度における電子化推進事業
証明書発行、情報伝達等の電子化推進
5. スマート水産業情報システム強化緊急事業
・知事許可、大臣許可漁業の漁獲情報
・TAC管理・IQ管理、許可情報
・かつお・まぐろ等国際資源の漁獲情報
6. 遊漁情報システム強化緊急事業
・クロマグロ遊漁の採捕報告の正確性確保等
・遊漁船に係る情報のデータベースの機能改修

＜事業の流れ＞

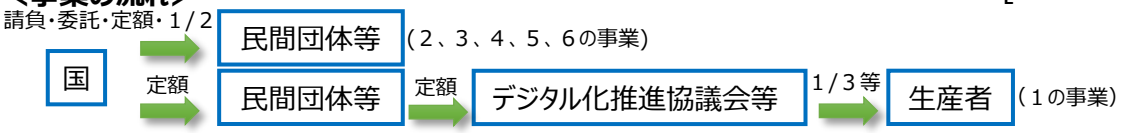

[お問い合わせ先]　（1、2、5の事業）水産庁研究指導課（03-6744-0205）
（3、4の事業）加工流通課（03-6744-2519）
（3の事業）栽培養殖課（03-3502-8489）
（6の事業）管理調整課（03-3502-7768）

スマート水産業推進事業

令和８年度予算概算決定額　617百万円（前年度 653百万円）
〔令和７年度補正予算額　1,050百万円〕

＜対策のポイント＞
漁獲情報等の電子的な収集体制の強化等に対応した**システムの運用保守**や**生産性の向上のためのデータ収集・利活用、人材育成、機械導入・普及活動支援**を進めます。また、**水産流通適正化制度の円滑な実施に向けて、水産流通適正化法に基づく水産物の流通管理の電子化・効率化**や**既存の情報伝達システムの安定的な運用**に取り組みます。

＜事業目標＞
○　新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量444万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．スマート水産業普及推進事業
地域におけるスマート化の取組をリードする**伴走者を育成支援するとともに**、伴走者のサポートの下で**生産者がスマート機械を導入・利用する取組、都道府県におけるスマート化に向けた普及活動の取組への支援**を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、**スマート水産業の普及を推進**します。

２．特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策
水産流通適正化法に基づく水産物の流通管理の電子化・効率化に向けて、**指定交付機関による適法漁獲等証明書の迅速な審査・交付**を行います。

３．水産流通適正化制度における電子化推進事業
既存の**漁獲情報伝達システムの安定的な運用のためにシステムの運用保守を行います。**

４．スマート水産業情報システム構築推進事業
漁獲情報等の電子的な収集体制の強化、資源管理・評価の高度化に対応した**システムの運用保守**に取り組みます。

＜事業の流れ＞

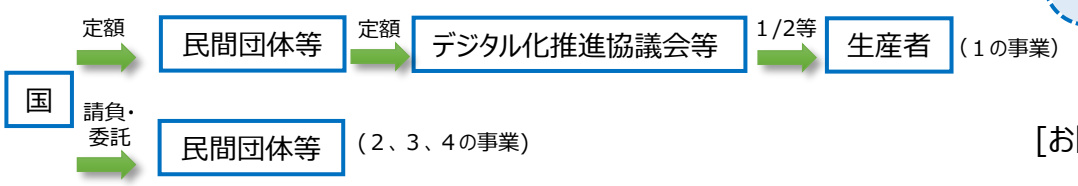

＜事業イメージ＞

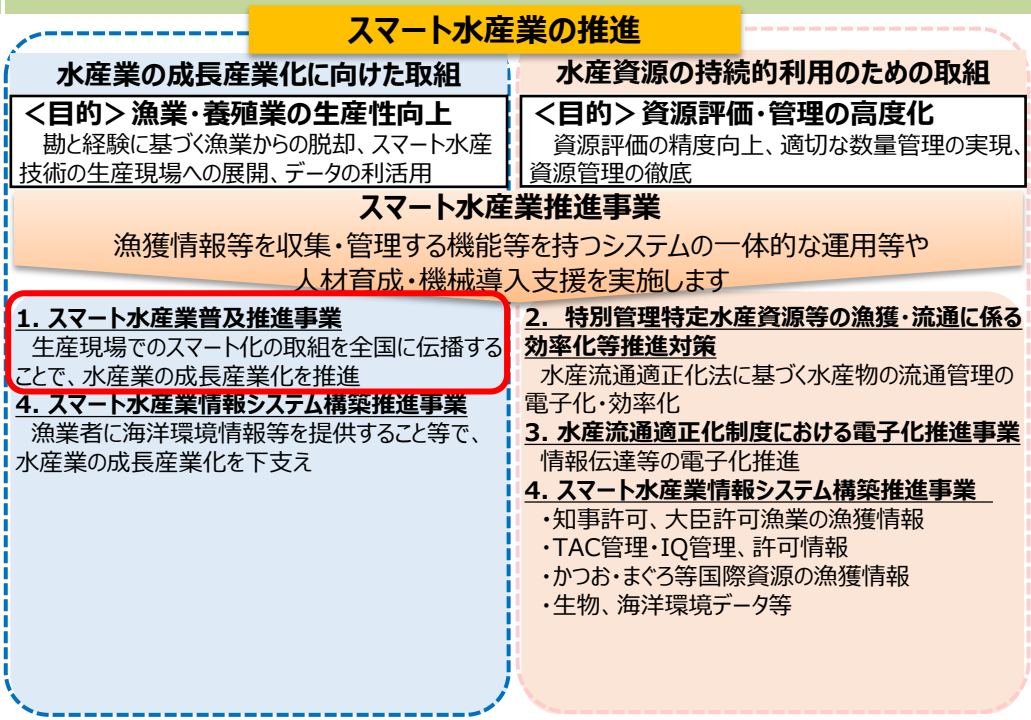

[お問い合わせ先]　（１、４の事業）水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
（２、３の事業）　加工流通課 (03-6744-2519)

スマート水産業普及推進事業について

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成支援及び、伴走者のサポートの下で**生産者がスマート機械を導入・利用する取組の支援を行い**、その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進します。

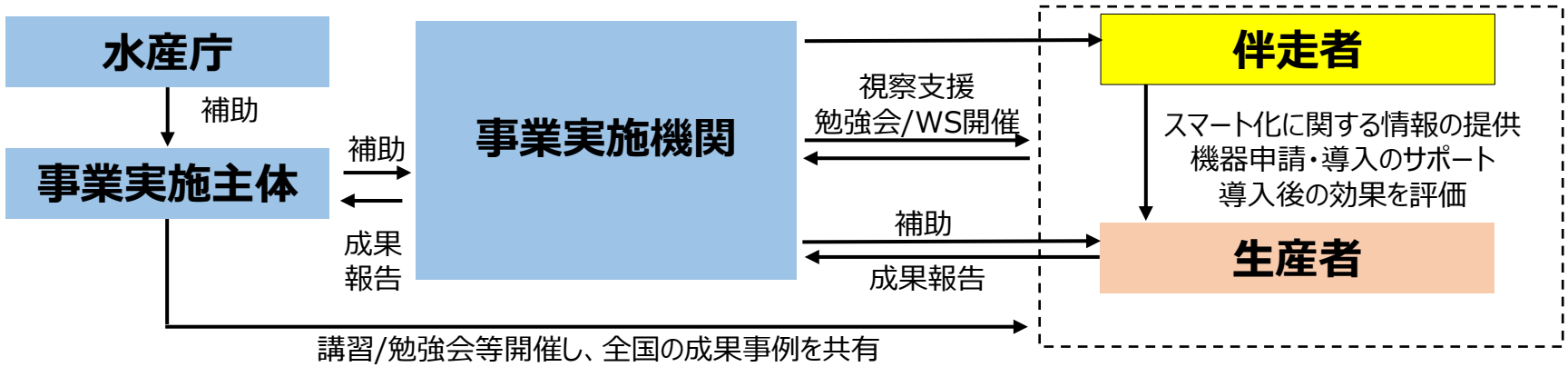

事業実施機関

- **原則、各都道府県に設置**するとりまとめ団体

【役割】

- 伴走者を推薦
- 視察やデモ会を調整
- 視察・会議開催等費用を補助
- 県内の機器導入計画をとりまとめ事業実施主体へ申請
- 伴走者からの成果報告をとりまとめて事業実施主体へ報告

伴走者

- 事業実施機関から推薦され、伴走者向け講習会を受講した者（普及員、水産試験場職員、漁連・漁協職員、大学教員等を想定）

【役割】

- 生産者へスマート化事例を紹介
- スマート化事例の視察や機器のデモ会を調整
- スマート機器導入計画の策定を支援
- 機器導入後に効果を評価

生産者

【対象者】

- 漁業者/養殖業者にサービスを提供する者（漁協等を想定）
- 漁業者・養殖業者

令和7年度補正予算　（100,540千円）
令和8年度当初予算　（　80,000千円）

A県のクロノリ養殖における伴走者（水産試験場職員）の役割

背景

- ◆ クロノリ養殖は気象や海況の影響（温暖化、貧栄養化等）を大きく受けるため、漁場環境の変化を正確かつ迅速に把握することが非常に重要。
- ◆ 従来は、現場に出向き温度計等で直接観測する方法が主流で、正確かつ迅速な観測が難しかった。

スマート機器の活用

うみログの設置例

- ◆ 地元の企業が、小規模なノリ養殖業者でも導入が可能な簡易観測装置「うみログ」を開発。
- ◆ 水産試験場が、うみログを想定した、黒ノリ養殖業におけるIoT観測機器の活用マニュアルを公開。

結果

- ◆ クロノリ生産者は、観測した海水温データから、本養殖の開始時期（18℃以下）の決定や、干出の時間の計測に使用。
- ◆ 水産試験場では、生産者が水中カメラで撮影した映像を　食害の分析に使用するほか、クロロフィルセンサーのデータを、黒のりの色落ち早期警戒情報の発令に活用。

伴走者が必要とされる理由

- ◆ 各地の漁業・養殖業の特色を踏まえ、スマート機器で観測したデータを分析し、生産活動の改善に繋げていくためには、機器メーカーだけではなく、地元の水産業の知識を持った専門家が必要。
- ◆ 地域の漁業の振興に長年携わっていることから、地域全体でスマート化を推進していく際に、旗振り役になることも期待される。

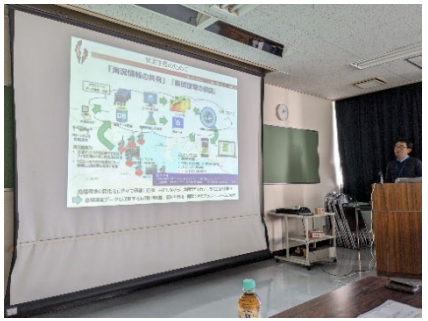

A県のクロノリ養殖は、生産者が水産試験場職員（伴走者）と協力して、スマート機器の普及を進めている好事例であり、「スマート水産業普及推進事業」を活用して、令和５年２月に現地視察会を実施。

補助事業における人材育成

地域でスマート化を推進するための人材（伴走者）を、講習会や先進事例の視察により育成。

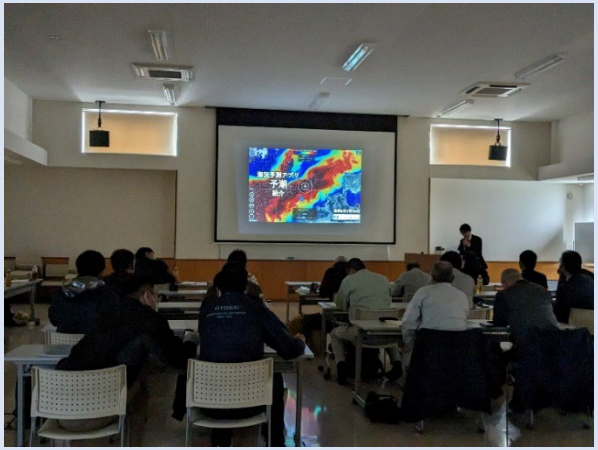

講師から先進事例について講習を受ける

機器メーカーと機器の性能や
利用方法について直接意見交換

講師から現地視察で取組の紹介を受ける

事業のプロセスについて

取組内容を検討

・伴走者等からの情報提供
・事業実施機関が開催する勉強会
・先進地の視察　　等
を通じて生産性向上のためのスマート化の取組を検討

計画策定

検討結果をもとに、
事業実施機関の下で、スマート機器を導入・利用する計画を策定・申請

※**審査は、スマート化取組計画とあわせ、事業実施者毎の計画について行う**ため、事業実施者A、Bの計画のみ採択、（Cの計画は不採択）ということも有り得る。

※**取組計画を採択状況に応じて修正**し、交付申請(運用通知別記様式第６号)を提出。

A県の事業実施機関が策定する計画の場合（イメージ）

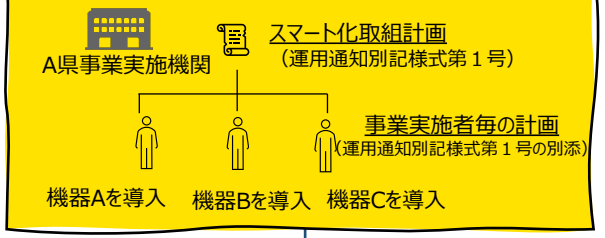

採択された場合

スマート機器を導入

採択された計画に基いて、事業実施者（漁業者等）はスマート機器を導入し、生産性の向上に取り組む

成果や知見を共有

取組の達成状況について伴走者が評価
取組から得られた成果や知見を、報告会等を通じて広く共有

※ R7年度補正の機器導入のスケジュールは、事業実施主体と調整して決定し、アナウンスします。

機器導入計画の審査基準、成果目標の設定

審査会で事業実施機関ごとの計画を審査し、事業費の範囲内で採択の可否を決定

審査の観点

・生産者の適格性
・スマート化取組計画の内容との合致
・費用の見積もりの妥当性
・スマート機器を導入する理由・背景の妥当性
・実施方法・スケジュール・機器がの妥当性
・導入する機器1台当たりの利用者数
・成果目標（達成の難しい目標ほど点数が高くなるように配慮）
・目標とその達成状況の測定方法の妥当性

等

＋

加点による優先採択

・デジタル水産業戦略拠点として認定された計画に係る取組であると認められる場合

・特にスマート性があり、普及することで水産業の成長産業化に資すると評価される場合

等

目標の項目	指標	基準値の算定根拠とする書類
省力・省人化	総労働時間に対して削減される労働時間 ※労働時間＝作業人数×時間	基準年のタイムカード、業務日誌等の従事時間が確認できるもの
燃油使用量削減	燃油年間使用量 / 操業日数 ＝ 操業１日あたりの燃油使用量	基準年の燃油の納品書等購入実績がわかるもの
漁労所得の改善	漁労収入 － 漁労支出 ＝ 漁労所得 （競争力強化型機器等導入緊急対策事業と同じ指標）	税務申告書、決算書等

※ 導入の前後で達成度を比較できるように、証拠書類を準備する必要があります。

スマート機器導入

生産者は、以下のタイプに応じた補助を受けてスマート水産機械を導入・利用

タイプ	対象者	補助対象	補助率	1件あたり 最大補助上限
サービス提供タイプ	漁業協同組合等※1 （自営の漁業/養殖業ために導入した機器を利用する場合は対象外） 民間企業※2 民間団体※2	機器実装費	1／3以内	1,000万円
			1／2以内	1,000万円
			2／3以内	1,500万円
導入利用タイプ	漁業者 漁業協同組合等※1 （自営の漁業/養殖業のために機器を導入する場合）	機器実装費	1／3以内	300万円
			1／2以内	300万円
			2／3以内	500万円

※1 漁業協同組合連合会、漁業生産組合を含む
※2 サービスの提供実績が無い場合、審査会でサービス提供者としての適格性・サービス提供の継続性を審査

サービス提供タイプについて

漁業者/養殖業者に向けて、以下の**サービスを提供することを目的にスマート水産機器を導入**

類型	サービス内容
判断サポート型	水温、塩分、潮流等の海洋環境や漁獲量等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき漁業者に情報提供・助言
作業サポート型	・漁業者が使用する水産業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって漁業者に提供 ・漁業者が行う作業を代行 ・作業者を必要とする漁業現場に作業を行う人材を派遣
その他	事前に水産庁と協議、承認を得た内容

（実績）

- 漁協が組合員に海水温等の海況状況を提供するためにICTブイを設置、アプリを配布
- 養殖用いけすの網を洗う会社が、網洗浄ロボを導入し、漁業者にサービスを実施

補助率と条件について

補助率	条件
１／３	特に条件なし
１／２	導入する機械等を用いてデータを収集し、国等の試験研究機関に提供することにより、生産性の向上や資源評価・管理の改善に活用する計画となっている場合には１／２以内（連携協定等を締結するものとする。）
２／３	導入する機械等を用いてデータを収集し、国等の試験研究機関に提供することにより、生産性の向上や資源評価・管理の改善に活用する計画となっており、かつ水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合（連携協定を締結する場合に限る。）にあたっては、２／３以内

試験研究機関等へのデータ提供
＋
教育機関と連携協定を締結し、現場見学等に対応

取得価格：120万円 →

漁業者の自己負担：40万円
国庫からの補助金　：80万円

教育機関との連携について

目的

教育活動を目的として、未来の漁業者に対し、スマート化の取組を普及していくため、普及活動のために何らかの努力をした者に対し、インセンティブを与える
（連携協定を締結したのみで、実際の活動をしない場合は認めない）

連携協定の主体

- **事業実施機関**
  全体計画にぶら下がっている計画の内、機器の所有者が教育機関に対し何らかの取組を実施するものについてのみ2/3補助とする。
  （例）
  A,B,Cの個別の機器導入に対し、Aのみが教育機関へ機器を貸し出す場合
  →A：2/3補助、 B,C：1/3補助
- 漁協
- 法人（水産会社）
- 漁業者/養殖業者　　等

教育機関
※国・地方公共団体の長または教育委員会が所管する教育機関を指す（私学も含む）

具体的には、
- 水産高校
- 水産大学校
- 大学
- 高等専門学校　　等

連携内容の例

- 現場見学への対応
- 外部講師として特別授業を実施
- 観測データの提供　→授業の一環として水産高校等が海洋観測するために利用
  →大学や高専の研究や授業で利用

連携協定必須記載事項

- 機器導入の計画と照らし合わせて審査するため、連携の目的、主体、内容がわかるように明記すること
- 機器の申請時は（案）で構わない（採択された場合、速やかに案とれ版を提出すること）

連携協定（案）
（目的）
（連携主体）
（連携内容）
　誰のどの機器に関していつどのような取組を行うのか

連携協定
（目的）
（連携主体）
（連携内容）
　詳細は別途定める計画の通りとする

連携協定に基づく計画(案)
誰のどの機器に関していつどのような取組を行うのか

これまでの連携協定の締結実績（採択済）

R7当初　スマート水産業推進緊急事業のうち
スマート水産業普及推進事業

都道府県	連携先
秋田県	秋田県立男鹿海洋高等学校
山形県	加茂水産高等学校
福井県	福井県新規漁業就業者支援協議会
山口県	国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産大学校
愛媛県 （愛南）	国立大学法人　愛媛大学 南予水産研究センター
愛媛県 （八幡浜）	八幡浜市立白浜小学校
福岡県	福岡県立水産高等学校
熊本県	熊本県立天草拓心高等学校 マリン校舎
宮崎県	国立大学法人高知大学
鹿児島県	鹿児島県立鹿児島水産高等学校

R6補正　スマート水産業推進緊急事業のうち
スマート水産業普及推進事業

都道府県	連携先
北海道	北海道立羅臼高等学校
福井県	福井県新規漁業就業者支援協議会 ふくい水産カレッジ
静岡県	静岡県立焼津水産高等学校
徳島県	徳島県立徳島科学技術高等学校
愛媛県 （愛南）	国立大学法人愛媛大学　南予水産研究センター
福岡県	福岡県立水産高等学校
熊本県	熊本県立天草拓心高等学校 マリン校舎
大分県	大分県立海洋科学高校
宮崎県	宮崎県高等水産研修所
鹿児島県	鹿児島県立鹿児島水産高等学校

目標達成状況の報告

目標達成年度：機器を導入した年度の翌々年度（R8年度に機器を入れた場合は、R10年度）

目標達成状況の報告：目標達成年度の翌年度7月　（R8年度に機器を入れた場合は（目標達成年度がＲ10年度なので）、R11年度）

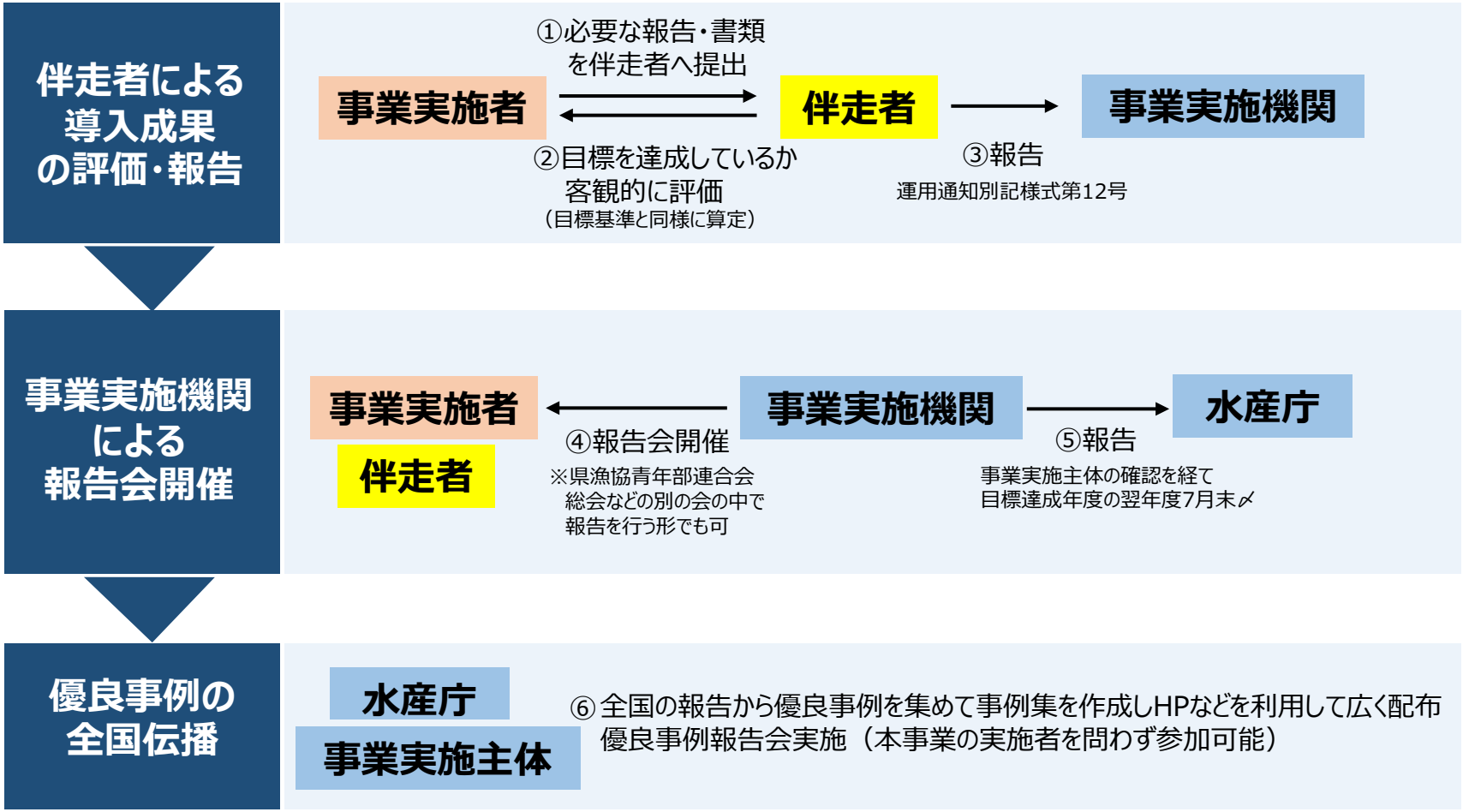

目標達成状況の報告

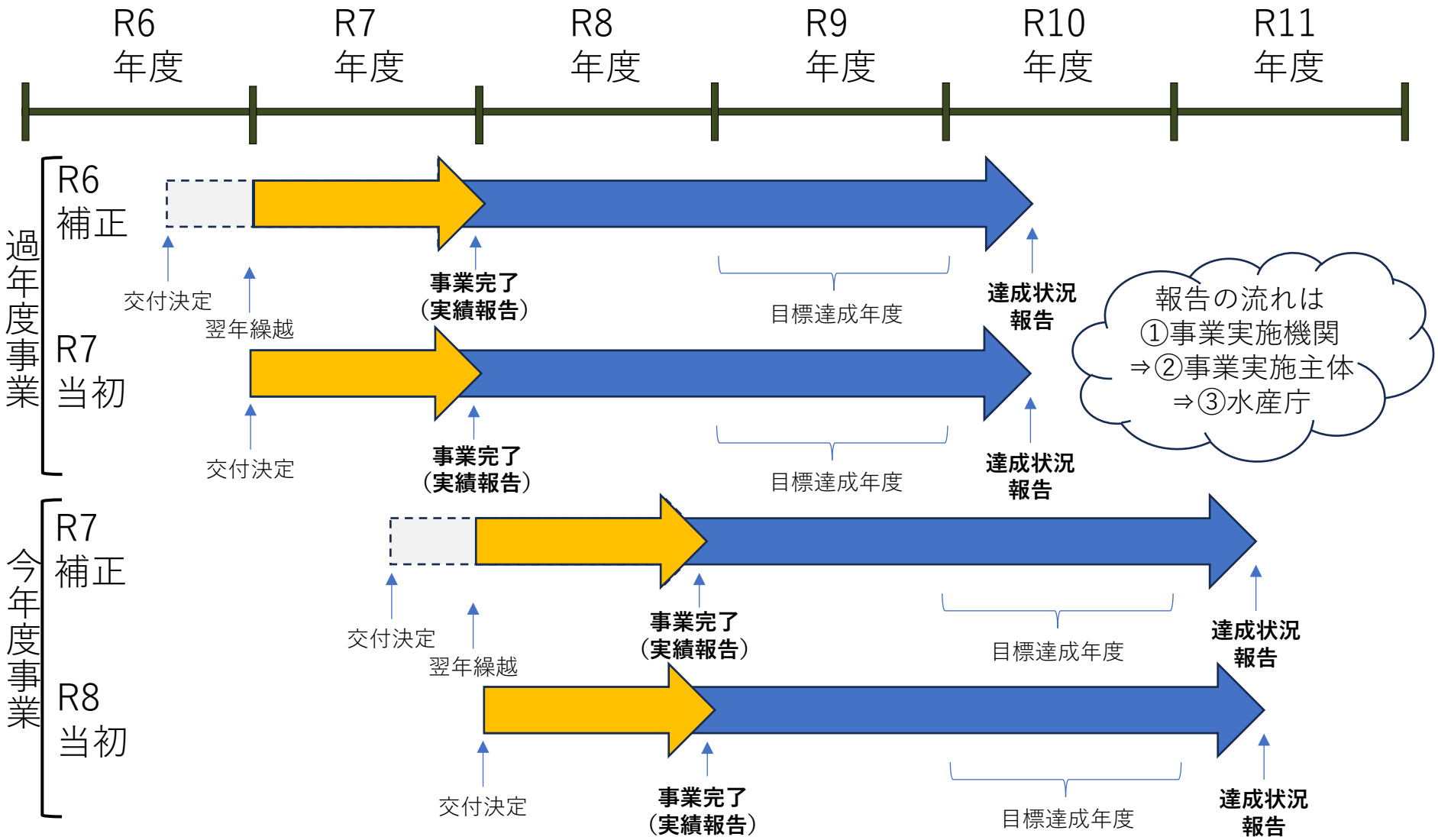

事業完了の年度末に**実績報告書**を提出

事業完了年の翌々年7月末までに
成果目標達成状況報告書を提出

試験研究機関･教育機関との連携協定（2/3･1/2補助要件）